

手続き簡単! 「労保連労働災害保険」

労災保険の上乗せ補償をする制度です。事務組合に委託している事業所のみ加入することができる保険で、事業主（特別加入者の場合に限る。）も加入できます。「脳・心臓疾患及び精神障害対象」の保険は選択式です！

加入契約者は事業主です

補償の対象者は、従業員（臨時・パート・アルバイト・すべての雇用者）と特別加入している事業主・一人親方等で、加入契約期間は、8月1日～翌年7月31日までの一年間です。
*年の途中からでも加入できます。

保険料は

年間保険料＝労働者の年間賃金総額 × 業種別保険料率
個人事業主の場合は必要経費、法人事業主の場合は損金算入が認められています。
支払われる保険金は課税所得となりません。

令和3年度 静岡県加入・支払状況

加入	2,137 事業場
	90,564,170 円
支払	52 件
	24,621,108 円

令和4年3月現在

補償の内容は

- 休業** 労災保険と併せて給付基礎日額の100%を補償
- 障害** 軽度の障害まで手厚く補償
- 死亡** 死亡保険金 + 弔慰金30万円を補償

保険金の支払い

請求のあった日から、原則として30日以内に（一社）全国労働保険事務組合連合会より事業主の口座に振込みいたします。（国の労災保険の支給決定を要件とします。）

建設業者には

公共工事入札のための経営事項審査で15点の加点される要件を満たしています。（審査に必要な「加入証明書」を随時発行します。）

「中退共」(中小企業退職金共済)

単独で退職金制度をもつことが困難な中小企業が手軽に、安全に、確実に、有利な、退職金を国の援助で、支払うことができたようにした制度です。

- 国の制度ですので安全・確実・有利です
- 掛金の一部を国が助成します
- 掛金は税法上、全額損金・必要経費として非課税になります
- 転職先でも引き継げる「通算制度」があります
- 従業員の福利厚生に役立つ、提携施設が割引料金で利用できます
- 公共工事入札のための経営事項審査で15点の加点される要件を満たしています

〔お問い合わせ〕

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 静岡支部

☎054-273-2347

〒420-0853 静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル3F
<http://www2.tokai.or.jp/shizu-rouhoren/>